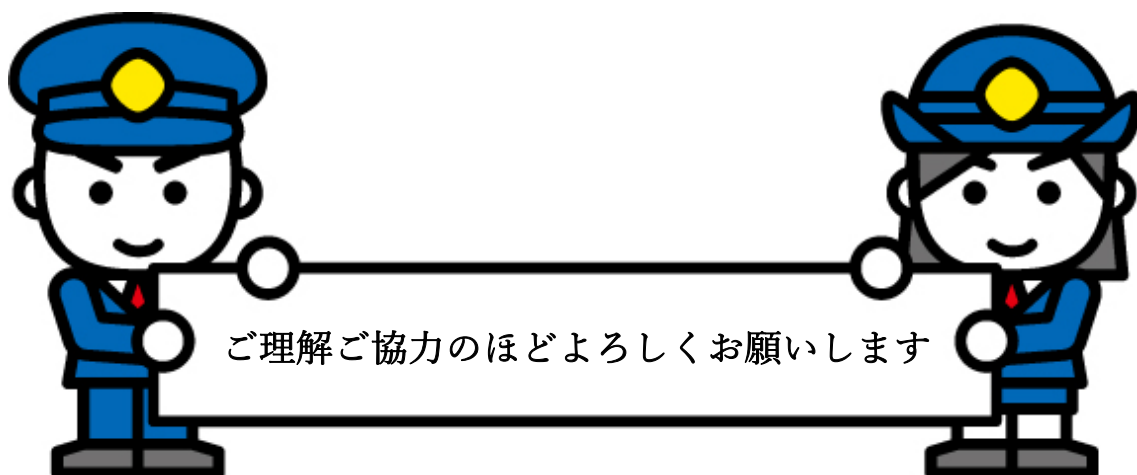


火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生 おそれのある行為の届出について

「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為」は、羽島郡広域連合火災予防条例に基づき事前に消防署への届出が必要になります。

なお、この届出は事前に焼却等の火災予防上の危険を把握するためのものであり、届出を受理することにより、他の法令に係る焼却行為を許可するものではありません。

気象状況等により危険と判断される場合や、煙、灰、異臭等による苦情が寄せられた場合、また、火災予防上必要と認められる場合は、焼却の禁止、制限、消火等を要請することがあります。



屋外で火を取り扱う際には、次の内容に 注意しましょう！

火災原因 たき火は第2位で 2,764 件発生！

(令和3年中 総務省消防庁)

- ・ 焼却前に風向きを把握し、**必ず監視責任者を置くこと。**
- ・ 水バケツ、水道ホース、消火器、スコップ等を準備し実施すること。
- ・ 水バケツ等で消火できる量の可燃物しか積み上げないこと（一度に多量に燃やさない）。
- ・ 煙や灰が付近住民の迷惑にならないよう配慮すること。
- ・ 燃え尽きるまでその場を離れず、完全に消火したことを確認すること。
- ・ 急に燃え広がる等、消火できなくなった場合は、すぐに
119番通報すること。

